

令和3年度

「沖縄商工会議所地域商品券」

■目的

沖縄商工会議所では、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、大きな影響を受けた地域経済の支援及び沖縄市内の消費喚起を目的に「沖縄商工会議所地域商品券」を発行します。

1. 概要

- (1)名称：「沖縄商工会議所地域商品券」
- (2)発行者：沖縄商工会議所
- (3)発行額：1,200万円(20%のプレミアム分を含む)
- (4)発行組数：2,000組
- (5)対象者：「沖縄商工会議所地域商品券」を期限内にご使用可能な方
- (6)購入方法：①「商品券購入申込書」へ必要事項を記入し、本人確認ができる身分証明書をご提示の上、現金を添えてご購入下さい。
②家族分をご家族の方に限り代理購入することも可能です。
その場合、双方の本人確認ができる身分証明書等を持参してください。(コピー可：住民票・運転免許証等)
- (7)販売上限：1回の購入で1人2組まで(10,000円)
- (8)販売価格：1組5,000円(500円商品券×12枚=6,000円分)
- (9)商品券の種類：1組12枚【共通券(A)6枚 + 専用券(B)6枚=12枚]
共通券(A)全取扱店で利用可能
※売場面積1,000㎡以上の店舗を含む全店舗
専用券(B)専用券取扱店で利用可能
※売場面積1,000㎡以下の店舗
- (10)販売方法：沖縄商工会議所及び指定を受けた販売所窓口にて販売する
- (11)販売窓口：沖縄商工会議所 ☎938-8022
(一社)沖縄市観光物産振興協会 ☎989-5566
コザ商店街連合会※一番街内・コザBOX ☎938-3918
- (12)販売期間：令和3年6月28日(月)販売開始、売り切れしだい販売終了

- (13)使用期限： 令和3年7月1日(木)～令和3年9月30日(木)
- (14)取扱店：沖縄市内に本社・本店のある沖縄商工会議所会員事業所とする
- (15)手数料等：無料（取扱店手数料・換金手数料・振込手数料）
- (16)換金方法： 換金窓口に「沖縄商工会議所地域商品券」を持参し、換金申込書に必要事項を記入して換金の申請をする。
- (17)換金窓口： 沖縄商工会議所・沖縄市商業活性化推進協議会
- (18)その他： ①新型コロナウイルス感染拡大防止対策を積極的に行う
②現在及び将来にわたり反社会的勢力に該当しないこと
また、反社会的勢力等と密接な交友関係にある者と関係がないこと、暴力的な要求行為を行わないこととする

2. 取扱店への注意事項

以下に掲げる要件をすべて満たす事業所を取扱店とします。

- ◇「沖縄商工会議所地域商品券」は（以下、地域商品券とする）現金同様に扱ってください。
- ◇地域商品券額面以下の利用であっても、お釣りはお渡ししないでください。
- ◇配布物（取扱店ポスター等）を店頭など利用者に見えやすい場所に掲示してください。
- ◇店舗独自に地域商品券の利用対象外となる商品等を定める場合は、利用者があらかじめ認識できるように、陳列棚などに明示してください。
- ◇使用される地域商品券について、受け取って問題がないかの確認をしてください。
- ◇明らかに偽造された地域商品券と判別できる場合は、地域商品券の受け取りを拒否するとともに、その旨を発行者（沖縄商工会議所）までご報告をお願いします。
- ◇使用期限を過ぎた地域商品券は受け取りを拒否してください。
- ◇受け取った地域商品券は、地域商品券裏面に受領日、受領印として店名等を記入、又は社判を押してください。既に社判が押印されている地域商品券は受け取りを拒否してください。

- ◇地域商品券の盗難・紛失、滅失または偽造・模造等に対して、発行者（沖縄

商工会議所)は責任を負いません。

◇利用対象外商品・サービス

(たばこ、切手、商品券・プリペイドカード等換金性の高いもの、不動産や金融商品、その他)

◇譲渡、売買、再利用はしないでください。

◇購入した地域商品券を自店で使用しないでください。

◇発行者(沖縄商工会議所)が、取扱店舗及び関係機関への調査・照会が必要と認めるときは、これに同意し協力すること。

◇取扱店登録及び同意書等に違反する行為が認められた場合や、虚偽が認められた場合は換金拒否や取扱店の承認を取り消す場合があります。

また、違反により損害金が発生した際は、損害賠償金を請求する場合があります。

3. 取扱店登録について

◇沖縄商工会議所会員事業所のうち、沖縄市内に本社・本店を有する会員事業所が取扱店として登録できます。

売場面積 1,000 m²以上 共通券(A)の取扱店となります。

売場面積 1,000 m²以下 共通券(A)と専用券(B)取扱店となります。

◇取扱店は、「取扱店登録及び同意書」を沖縄商工会議所へ提出してください
また、提出する場合には、必ず控え(コピー)をとってください。

◇市内に複数店舗が存在する場合は店舗ごとに申請してください。

◇取扱店登録及び同意書の期間は令和3年7月1日～令和4年3月31日です。

※但し、本人からの申し出により辞退することができます。

◇取扱店情報(店舗名称・所在地・電話番号等)は取扱店一覧として、ホームページなどにより広報します。

取扱店一覧は随時更新を行うため、予告なく変更・訂正をすることがありますのでご了承ください。

◇広告などで地域商品券のデザインの使用を希望される場合は発行者(沖縄商工会議所)までお問い合わせください。

4. 換金について

(1)換金の方法

■必要なもの：使用済み地域商品券

※使用済み地域商品券裏面に必ず受領日・事業所名を記入または押印をお願いします。

事前に、共通券（A）・専用券（B）それぞれの枚数をご確認ください。

換金申込書に必要事項を記入し地域商品券とあわせて、
沖縄商工会議所・沖縄市商業活性化推進協議会にご持参ください。

(2)換金申請期限について

令和3年10月 【※別紙参照 換金スケジュール】

※申請期限を過ぎると換金できませんのでご注意ください※

(3)使用済み地域商品券の確認について

換金申請を受けた地域商品券につきましては、発行者（沖縄商工会議所）は委託する業者を通じすべての地域商品券の枚数及び真贋チェックを行います。

※地域商品券は換金するまで破損・汚損の無いよう大切に保管してください。

《お問い合わせ》

発行団体	沖縄商工会議所(中小企業振興部 地域振興課)
営業時間	8:30～17:00(土日祝祭日を除く)
住 所	〒904-0004 沖縄市中央 4-15-20
T E L	098-938-8022 ・ F A X 098-938-2755
ホームページ	https://www.okinawacci.com/

(4)換金のスケジュール

支払いは、換金申込最終日より原則7営業日とする。
換金額の支払いは直接、取扱店登録口座へ入金します。
振込の際に発生する手数料は発行者（沖縄商工会議所）が負担いたします。

場所：沖縄商工会議所 ☎938-8022

時間：午前9：30～11：30・午後13：30～15：30

※新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、決められた
時間内の受付となります。

令和3年度 沖縄商工会議所「地域商品券」換金スケジュール

換金申込月	換金申込受付日			口座入金日
令和3年7月	16日(金)	20日(火)	21日(水)	29日(木)

換金申込月	換金申込受付日			口座入金日
令和3年8月	2日(月)	3日(火)	4日(水)	13日(金)
	16日(月)	17日(火)	18日(水)	26日(木)

換金申込月	換金申込受付日			口座入金日
令和3年9月	1日(水)	2日(木)	3日(金)	13日(月)
	16日(木)	17日(金)	21日(火)	30日(木)

換金申込月	換金申込受付日			口座入金日
令和3年10月	1日(金)	4日(月)	5日(火)	14日(木)